

身体的拘束最小化について

【身体的拘束最小化に関する基本的な考え】

身体的拘束とは抑制帯など患者様の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者様の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいいます。

患者様は医療を受けるに当たり、人権を保障される権利を有します。その為、当院では身体的・精神的に弊害をもたらすおそれのある身体的拘束は原則行わず、以下の3要件を医師・看護師を含む多職種で検討しすべて満たした場合に限り、医師が指示し、患者様・ご家族等への説明と同意を得て行う事とします。

切迫性 … 命や身体が危険となる可能性が高いこと

非代替性 … 身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性 … 身体的拘束が必要最低限の期間であること

【身体的拘束最小化のための当院の取り組み】

院内に身体的拘束最小化対策に係る身体的拘束最小化チームを設置します

構成員：医師、看護師、薬剤師、リハビリ専門職、社会福祉士、連携する認知症ケアチームから構成します

役割：①身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底します

②身体的拘束を最小化する為の指針・マニュアルを作成、また定期的に見直し職員へ周知して活用します

③身体的拘束の実施状況を踏まえ、身体的拘束の最小化に向けた具体的な取り組みを検討するための委員会を3ヶ月に1回以上開催します

④入院患者に関わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を定期的実施します（年2回）

⑤身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討します

【身体的拘束の実施状況】

退院患者の在院日数の総和	身体的拘束日数の総和	身体的拘束の実施率
3, 1 1 3	9 9	3. 2 %